

VI 破綻処理

Q65

農水産業協同組合の破綻処理としては、どのような方式があり、どのように違うのですか。

Ans.

「第1部 貯金保険制度の概要 4 破綻処理方式」の項（15ページ）を参照してください。

Q66

資金援助方式によって破綻農水産業協同組合の貯金等が救済農水産業協同組合に譲渡される場合、貯金等は全額保護されるのですか。

Ans.

① 資金援助方式の場合も、保険金支払方式の場合と同様、保護される貯金等の限度は、保険の対象となる貯金等のうち、決済用貯金は全額、決済用貯金以外の貯金等については、貯金者1人当たり元本1,000万円までとその利息等の合計額となっていますので、その限度額を超える貯金等と保険対象外の貯金等は救済農水産業協同組合に移転されず、破綻農水産業協同組合の財産の状況に応じて、概算払または破綻農水産業協同組合の倒産手続上の弁済金として支払われることになり、その結果一部カットされることがあります。

② ただし、内閣総理大臣及び農林水産大臣が破綻農水産業協同組合や債務超過の農水産業協同組合について、ペイオフコストを超える資金援助の措置が講ぜられなければ、我が国または当該農水産業協同組合が業務を行っている地域の信用秩序の維持に極めて重大な支障が生じるおそれ（システム・リスク）があると認めるときは、金融危機対応会議の議を経て、貯金等の全額保護の措置を講ずることもあります。

I

貯金等の保護の範囲の概要

II

貯金保険制度のあらまし

III

貯金者データ等

IV

破綻時の付保

V

貯金等の取扱い

VI

破綻処理

VII

金融危機への対応

VIII

不良債権の回収と責任追及